

～石西礁湖自然再生協議会とは～

1. 法に基づく協議会

➤石西礁湖自然再生を進めていくためには、「多様な主体の参加と連携」、「情報共有」、「長期的な取り組み」といったことが必要です。このため、自然再生推進法第8条に基づく 手続を踏まえ、協議会を設置するものです。

➤石西礁湖自然再生協議会では、石西礁湖自然再生に向けた取り組みを進めるため、以下のことを行います。

- ① 石西礁湖自然再生全体構想の作成
- ② 石西礁湖自然再生事業の実施者による実施計画の案に関する協議
- ③ 石西礁湖自然再生事業の実施に係る連絡調整
- ④ その他必要な事項の協議

2. 一人ひとりが主役

➤協議会は、協議会の設立趣旨に賛同し、石西礁湖自然再生事業またはこれに関連する活動に継続して参加していく個人、部署・団体・法人により構成されます。

➤自然再生は、取り組みを行う一人ひとりが主役です。誰かがやるものではありません。石西礁湖の自然再生に向けて、それぞれが自主的かつ積極的に取り組んでいきましょう。

3. 協議会は多くの主体が協議・連絡調整を行う場

➤協議会は、石西礁湖自然再生事業の全体的な方向性を示す全体構想を作成するほかは、原則として、協議・連絡調整を行う場です。実際に活動する人達が情報を持ち寄り、連絡調整を図りながら、全体として連携のとれた活動につなげていこうというものです。

➤具体的な個別事項についての検討は、別途、部会等の少人数の会合を設けるなどして議論していくことになります。

4. 石西礁湖におけるサンゴ礁生態系の保全・再生につながる事業や活動を対象

➤「石西礁湖自然再生」とは、石垣島と西表島の間に広がる石西礁湖を対象として、保全や再生、維持管理を含む自然再生の幅広い取り組みを進め、かつて見られた豊かなサンゴ礁生態系を取り戻すことを目的として行うものです。

5. 協議会での協議を通じて、個別の事業や活動が地域全体の取り組みになっていく

➤協議会は、石西礁湖自然再生に関して自主的に取り組む人を支えていくための仕組みです。協議会では、石西礁湖の保全や再生、維持管理にかかわる個々の活動について情報発信をしたり、参加者を募ったりするなど、石西礁湖自然再生の全体的な方向性の下に地域全体の取り組みへと展開していくことも可能です。